

農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行が可能となりました

ただし、灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許、チェーンなどの確認が必要です

直装式農作業機:けん引タイプではない、ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのものであって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のもの

けん引式農作業機:マニユアスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベア等

①免許の確認

小型特殊免許・普通免許

但しトラクタに作業機を装着した状態が下記のとおりであること

全長 4.7m 以下 全幅 1.7m 以下
全高 2.0m 以下 最高 15km/h 以下



全幅 1.7m 以下

※耕うん幅ではなく、作業機全体の幅です

大型特殊免許（農耕用）

下記の基準が一つでも上回る場合

全長 4.7m 超えるもの 全幅 1.7m 超えるもの
全高 2.0m 超えるもの 15km/h 超えるもの



全幅 1.7m 超えるもの

車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許が必要（農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可）

②全幅の確認

①全幅が1.7mを超えている場合

直装式の場合

- 農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）、機体左側にサイドミラーを設置
- 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識(▽)を後面に表示

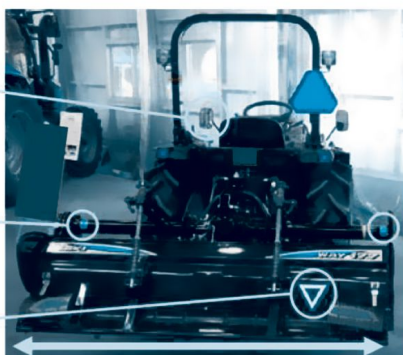
けん引式の場合

- 農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置

左側サイドミラーの設置例

反射器(左右両側)
(前面:白、後面:赤)の設置例

制限標識



幅1.7m超え

②全幅が2.5mを超えている場合

- 道路管理者から、特殊車両通行許可を得る（農道は許可を得る必要はない）
 - 機体左側にサイドミラーを設置
 - 作業機の前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置
 - 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識(▽)及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面に表示
- ④運転者席にも幅を表示

農作業機への反射器(後面:赤)、灯火器(前面:白、後面:赤)及び外側表示板(前後両面)設置例

